有機藻類についての小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件　新旧対照表

○有機藻類についての小分け業者の認証の技術的基準（令和３年 12 月７日農林水産省告示第 2082 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
有機藻類についての小分け業者等の認証の技術的基準	**有機藻類についての小分け業者の認証の技術的基準**
1　適用範囲 この基準は，登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 11 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定に基づき行う有機藻類についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。	**1　適用範囲** この基準は，登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 11 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定に基づき行う有機藻類についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。
2～4　（略）	**2～4**　（略）
5　小分けの実施方法 **5.1**　（略） **5.2　内部規程** **5.2.1　内部規程の整備** 次の事項について，内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。 **a)～f)**　（略） **g)**　小分けの実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 **5.2.2・5.2.3**　（略） **5.3　小分けを担当する者の資格及び人数** 小分け担当者及び小分け責任者については，次の事項を満たさなければならない。 **a)**　（略） **b)**　**小分け責任者**　小分け担当者の中から，認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において小分けに関する課程を修了している者が，小分け責任者として 1 人選任されていなければならない。	**5　小分けの実施方法** **5.1**　（略） **5.2　内部規程** **5.2.1　内部規程の整備** 次の事項について，内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。 **a)～f)**　（略） **g)**　小分けの実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 **5.2.2・5.2.3**　（略） **5.3　小分けを担当する者の資格及び人数** 小分け担当者及び小分け責任者については，次の事項を満たさなければならない。 **a)**　（略） **b)**　**小分け責任者**　小分け担当者の中から，認証機関の指定する講習会（以下“講習会”という。）において小分けに関する課程を修了している者が，小分け責任者として 1 人選任されていなければならない。
6　格付の表示を付する組織及び実施方法 **6.1**　（略） **6.2　格付表示規程の整備** 次の事項について，格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。 **a)～d)**　（略） **e)**　格付の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 **6.3～6.5**　（略）	**6　格付の表示を付する組織及び実施方法** **6.1**　（略） **6.2　格付表示規程の整備** 次の事項について，格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。 **a)～d)**　（略） **e)**　格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 **6.3～6.5**　（略）